

短期連載

# 「住民税」の実務に強くなる 短期セミナー

税理士 野村幸広

## 第2回 個人の住民税の事務手続き

前は、住民税の概要と個人の住民税に関する税額計算の方法などについて説明しました。連載の第2回となる今回は、個人の住民税に関する事務手続きを中心に解説していきます。

### 税金の課税、徴収方法の種類

まず、住民税に関する実務をより深く理解するために、税金の課税、徴収方法について解説しておきましょう。

#### ●課税方式

税の課税方式には、「申告納税方式」と「賦課課税方式」の二つがあり、個人の住民税では、賦課課税方式が採用されています(121ページ図1参照)。

#### ① 申告納税方式

納税者がみずから、課税標準や税額を申告することによって税額が決まる方式です。実務でいうと、納税者が法律にしたがって税額を計算した申告書

を役所(税務署や市区町村など)に提出し、その申告書に基づいた税額を納付書に記入して納税を行ないます。

所得税、法人税、消費税などの国税の他、法人の住民税、法人事業税などの地方税でも採用されています。

#### ② 賦課課税方式

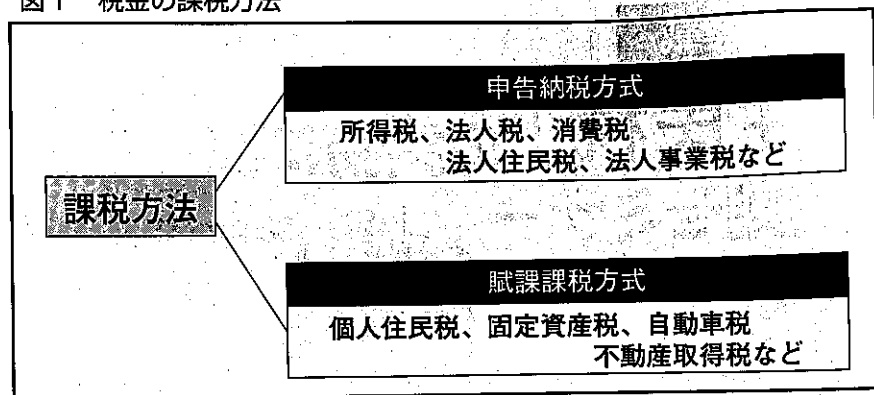
課税する側の役所が納税者の税額を計算し、納税者に通知して税額を確定する方式です。具体的には、税額が記載された納税通知書が役所から納税者に送られてくるので、納税者はこの納税通知書にしたがって納税を行ないます。

個人の住民税の他、固定資産税、不動産取得税、自動車税などで採用されています。

#### ●徴収方法

地方税の徴収方法には普通徴収、特別徴収の二つの方法があります。いずれも、地方税法第1条で定義されており、個人の住民税では二つとも採用さ

図1 税金の課税方法



れています。

① 普通徴収

徴収吏員が納税通知書を当該納税者に交付することによって地方税を徴収することをいう

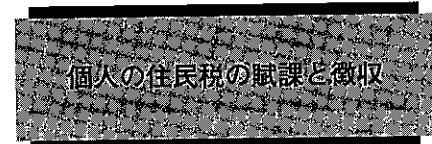
この条文は役所を主語にした記述なので、分かりにくいかもしれませんが、要するに役所から送られてきた納税通知書を受け取った納税義務者本人が、自分で税金を納めるという方法です。

② 特別徴収

地方税の徴収について便宜を有する者にこれを徴収させ、且つ、その徴収すべき税金を納入させることをいう

特別徴収は、給与所得者の納税方法です。この条文内の「地方税の徴収について便宜を有する者」とは、特別徴収義務者を指します。特別徴収義務者という言葉については、地方税法第1条に別途定めがあり、それによれば「特別徴収によって地方税を徴収し、且つ、納入する義務を負う者」となっています。つまり特別徴収においては、

納税義務者本人ではなく、特別徴収義務者に納税の義務があるということです。特別徴収義務者には、所得税の源泉徴収をしなければならない会社等が指定され、納税義務者である社員の給与から税金を天引きし、取りまとめて納付します。



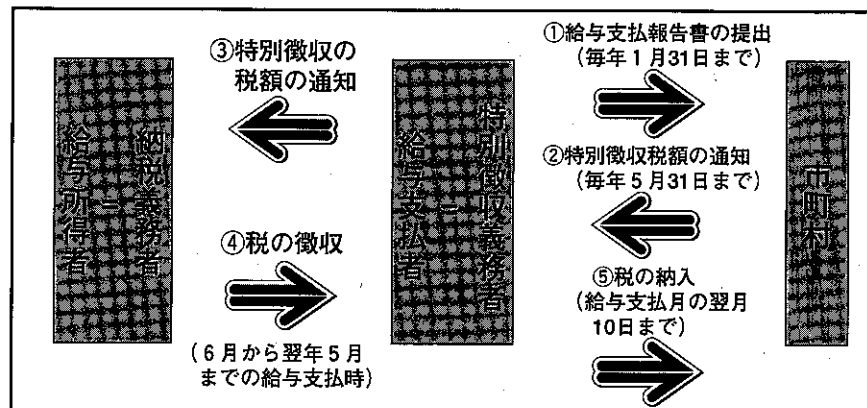
個人の住民税の賦課や徴収に関する地方税法の規定を、要約して二つ紹介しましょう。

個人の市町村民税の徴収は、特別徴収の方法による場合を除いては、普通徴収の方法によらなければならない

この規定は、一見単純そうに見えますが、次のようにいろいろなケースが考えられます。

- ① 特別徴収のみで徴収される個人と、普通徴収のみで徴収される個人がいる

図2 特別徴収による徴収のしくみ



所得が給与所得しかない個人は、年度の途中で退職しない限り、住民税の全額を特別徴収のみによって徴収されます。一方、給与所得のない自営業者などは全額を普通徴収によって徴収されます。

- ② 同一人物に対する同一年度の住民税について、特別徴収で徴収される期間と普通徴収で徴収される期間がある

給与所得者が年度の途中で退職した場合や中途採用した場合に、この状態になります。詳しくは後述します。

- ③ 同一人物に対する同一年度の住民税について、その一部は特別徴収によって徴収され、残額が普通徴収によって徴収される場合がある

特別徴収できる個人の住民税は、前年中の給与所得に対してかかる所得割額と均等割額の合算額です。

したがって、たとえば会社員がマンションを賃貸していて不動産所得があ

るなど給与所得とは別の所得がある場合、給与所得以外の所得にかかる所得割額は普通徴収によって徴収されます。

市町村は、個人の市町村民税を賦課し、徴収する場合においては、当該個人の道府県民税をあわせて賦課、徴収するものとする

つまり、市町村（東京23区の場合は区）は市町村民税だけでなく、道府県民税（東京23区の場合は都民税）の賦課・徴収も併せて行なうということです。

市町村は集めた税金のうち、道府県民税に当たる部分を、納められた月の翌月10日までに都道府県に納めるしくみになっています。

したがって、申告書等の書類の受付、税額の計算、納税通知書等の送付、税金の収納など個人の住民税についての窓口は、道府県民税も含めて、すべて住所のある市町村の役所となります。

図3 給与支払報告書（個人別明細書）

16 給与支払報告書（個人別明細書）	受取者区分	(受給者番号)										
	住所	氏名										
	支取者	支取金額	給与所得控除後の金額		所得控除の合計額		源泉徴収税額					
	税別	百万円	千円	円	百万円	千円	円	百万円	千円	円		
	控除対象配偶者	配偶者の特別の有無等	扶養親族の数	扶養親族を除く控除対象者の数	障害者の数(本人を除く)	社会保険料等の金額	生命保険料の控除額	損害保険料の控除額	住宅借入金等の特別控除額	(源泉) 年調整率控除額	配偶者の合計所得	
夫	妻	乙	本人が扶養親族特別扶養	老年者	養育者	障害者	死亡	共済者	外国人	中途就・退職	支給者	年月日
あり	なし									15	大	平成 16年 月 日
支払者	住所(居所)又は所在地											
	氏名又は名称											
	(印)											

**個人の住民税の特別徴収と  
所得税の源泉徴収の違い**

それでは、経理ウーマンのみなさんに深く関わりのある、特別徴収について詳しく解説していきましょう。

個人の住民税の特別徴収は、給与計算の実務においては、所得税の源泉徴収とよく似ています。給与計算の際に控除欄で税金額を控除し、それを翌月10日までに納付するという点が共通していますね。しかし、その本質は非常に異なったものです。相違点を挙げて説明しましょう。

**① 税額の決定**

所得税の源泉徴収税額は、社員の毎月の給与に対して源泉徴収税額表を適用し、給与の支払者、つまり会社が税

額を決定しています。そして、その税額を合計し、会社が税金を納めます。

一方、個人の住民税では、市町村から送られてくる「特別徴収税額通知書」によって税額が決まります。ここにはすでに税額が記載されているので、この税額を市町村ごとに合計し、税金を納付します。これが、先述した「賦課課税方式」です。

**② 年末調整の有無**

年間の所得から確定した税額と、1年をとおして源泉徴収した税額との差額を精算するのが年末調整です。源泉徴収された所得税は、年末調整による正確な税額計算を経て、年間の税額が確定します。

一方、住民税に年末調整はありません。なぜなら、住民税の税額は前年の所得に対して課税されるものだからで

図4 給与所得者異動届出書（例）

給与支払報告書 にかかる給与所得者異動届出書					指定番号 8   5         / /	
1. 異動があった場合は、すみやかに提出してください。					この届出書に添付される方	
平成 年 月 日	給与支払者	所在地	所属	氏名	内職	印
XX町長 様	〇〇株式会社					
フリガナ	氏名	(ア) 特別徴収税額	(イ) 源泉徴収税額	(ウ) 異動事由	異動の税額	1月1日から異動までの給与支払額(調整率控除後) 円
氏名		円	円	年月日		
旧姓	住所	月分				
(1月1日現在の住所、1月1日現在の所属)		円		1. 退職	2. 特別徴収税額	3. 給与支払額
				4. 異動	5. 源泉徴収	6. 年金納付
				7. 入社		
				8. 特別徴収税額	9. 源泉徴収税額	
						控除社会保険料 円
2. 前年の支払額を記入してください(源泉徴収税額)を二桁繰上り算出してください(源泉徴収税額)を二桁繰上り算出してください。					3. 転勤等による特別徴収届出書	
1. 一括徴収する場合	源泉徴収税額	特別徴収税額	源泉徴収税額	特別徴収税額	源泉徴収税額	特別徴収税額
異動者 印	円	円	円	円	円	円
2. 一括徴収できない場合	月	日	月	日	月	日
理由	1. 異動の日が4月1日から12月31日までの間で、本人らの都合がないこと	2. 異動の日が1月1日から4月30日までの間で、異動額(上記①)が源泉徴収税額を超える過剰額などの事由があること				
3. 転勤等による特別徴収届出書					指定番号 8   5         / /	
月納税額 円	住所	所属番号	氏名		この届出書に添付される方	
					氏名	
					電話	
					(内線)	
給与支払方法及びその住所			送込を希望する金融機関の所在地及び名			経理責任者 氏名

す。これを「前年所得課税主義」といいます。

所得税の毎月の源泉徴収は概算で徴収するもの、住民税の毎月の徴収はすでに確定した前年所得に対する年税額を12ヵ月に分けて納めるものという大きな違いがあります。

**特別徴収に関する事務の流れ**

住民税の特別徴収に関する事務の流れを整理しておきましょう(120ページ図2参照)。

**① 給与支払報告書の作成**

年末調整の際に源泉徴収票とともに「給与支払報告書」を作成します。給与支払報告書の形式は、一見源泉徴収票と同じですが、よく見ると違いがあります。

平成15年分給与所得の源泉徴収票と同時に作成される給与支払報告書のタイトルは、「**①6 給与支払報告書（個人別明細書）**」となっています(119ページ図3参照)。この①6は、平成16年度という意味です。平成15年分の所得をもとに、平成16年度の住民税が決定されるために①6と記載されているのです。前年所得課税主義の考え方がここにも表われています。

**② 給与支払報告書の提出**

1月1日現在において給与の支払いをする者(会社)は、その給与の支払いを受けている者(社員)について、先述の給与支払報告書を、各社員の1月1日現在の住所地の市町村へ提出しなければなりません。その期限は毎年1月31日です。

提出の際には、市町村別に「給与支払報告書(総括表)」を作成し、この

後に人数分の「給与支払報告書（個人別明細書）」を綴ります。この給与支払報告書は1月1日現在、在職しているすべての社員分を市町村に提出する必要があります。

### ③ 特別徴収義務者の指定

②の給与支払報告書の提出を受けると、市町村は給与の支払いをする者（会社）を特別徴収義務者として指定します。原則として、給与支払報告書を提出すると、その会社は自動的に特別徴収義務者に指定されます。

しかし、地方税法では「ただし、その市町村内の給与所得者が少ないことその他特別の事情により特別徴収を行なうことが適当でないと認められる市町村においては、特別徴収の方法によらないことができる」とも規定されています。たとえば、パート・非常勤社員等で、6月以降も勤務しているかどうか分からないという場合は、前述の「特別な事情」に該当します。この場合は、特定の社員の住民税の徴収を普通徴収にすることも可能です。このような希望があるときには、給与支払報告書（個人別明細書）の摘要欄に「普通徴収希望」などと記載して提出します。

### ④ 特別徴収税額通知書

特別徴収義務者に指定されると、5月中に会社へ市町村から「特別徴収税額通知書」が送られてきます。これには2種類あり、「特別徴収義務者用」は

会社で保存し、「納税義務者用」は各社員に配布します。

### ⑤ 徴収

特別徴収税額通知書に記載された税額を、6月から翌年5月まで、各社員の毎月の給与から天引きして徴収します。毎月の天引き額は年税額÷12ヵ月で算出されますが、100円以下の端数はすべて、最初の6月に支払います。したがって、年税額を12で割って100円以下の端数が生じない場合以外は、6月と7月以降の月では天引きする額が異なります。

### ⑥ 納入

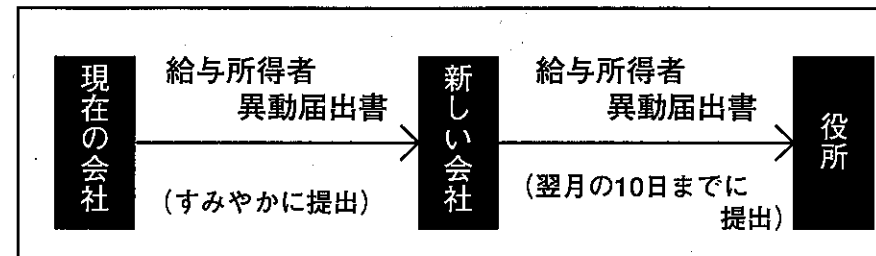
⑤で天引きした税額を、翌月10日までに市町村に納入します。具体的にいうと、特別徴収税額通知書と同時に送られてくる納入書に、1月1日現在、その市町村に住所がある社員全員分の税額を合算して記入し、納入します。

なお、個人の住民税は、1月1日に住所のある市町村（原則として住民登録をしている市町村）によって課税されるので、6月から翌年5月までの間に社員が引越しをして別の市町村に移ったからといって、特別な手続きは必要ありません。

以上が、個人の住民税の特別徴収に関する手続きの流れの基本です。



図5 社員が転職先で特別徴収を希望する場合



迷いやすい特別なケースの手続きについて、解説していきましょう。

### ① 社員が退職した場合

社員が退職した場合、給与からの天引きによる徴収ができなくなってしまいます。そこで、退職後の住民税をどのように納めるかについての手続きが必要になります。具体的にいうと、特別徴収税額通知書とともに送付されてくる「給与所得者異動届出書」（118ページ図4参照）を退職月の翌月10日までに市町村に提出するのですが、退職の時期により、対応が異なります。

#### (1) 6月から12月までの退職

未徴収税額については、普通徴収への切替え（市町村から退職者へ納税通知書を送付してもらい、退職者本人が納める）と、一括徴収（会社が未徴収税額を一括で徴収して納付する）のいずれかが選べます。この選択権は納税義務者にあります。

#### (2) 1月から4月までの退職

未徴収税額がある場合は、一括徴収で納めます。普通徴収はできません。

#### (3) 5月の退職

5月分の給与から天引きします。し

たがって、給与所得者異動届出書の提出は必要ありません。

ただし、未徴収税額より5月分の給与が少ないなどの理由で徴収できない場合は給与所得者異動届出書を提出し、未徴収税額を普通徴収に切り替えます。

### ② 社員が転職した場合

原則として退職の場合と手続きは同様で、時期によって一括徴収や普通徴収への切替えなどの手続きが必要になります。

ただし、社員が転職先で引き続き特別徴収を希望する場合には、新しい勤務先を経由して給与所得者異動届出書を提出することにより、特別徴収を継続することができます（図5参照）。

### ③ 中途採用した場合

通常であれば手続きは必要ありませんが、②とは逆に、前の勤務先より引き続き特別徴収を希望する人の給与所得者異動届出書が送付されてきた場合には、所定の事項を追加記入して市町村に提出します。

また、普通徴収で住民税を徴収されていた人を新たに採用した場合は、徴収方法を特別徴収に切り替えることが

できます。この場合は、「特別徴収への切替申請書」を市町村に提出します。

④ 会社の所在地・名称等が変わった場合

特別徴収税額通知書とともに送付されてくる「特別徴収義務者所在地・名称変更届出書」を市町村に提出します。

⑤ 退職金を支払った場合

退職金については、前回でも触れたとおり、大きな非課税枠がありますが、この非課税枠を超えて退職金を支払った場合には課税されます。

住民税は、原則として前年課税主義ですが、退職所得に対してのみ、現年分離課税主義（所得の発生した年に他の所得と分離して課税する方式）を採用しています。これは、退職所得が退職後の住宅資金等に使用され、翌年にはほとんど手元に残っていなかったり、退職後の収入が前年より減少したりするケースが多いためです。

具体的な税額は、経理担当者が市町村の役所に連絡して、「退職所得に対する住民税の特別徴収の手引」を取り寄せ、自分で計算します。給与の場合と違って、特別徴収税額通知書は送付されてこないの注意してください。

また、退職者が転居している場合には、税金の納入先にも注意が必要です。退職所得に対する個人の住民税は、退職年の1月1日現在において住所のある市町村から課税されます。

たとえば、平成16年1月1日にA市

に住んでいた人が平成16年10月31日にA市からB市に転居し、引き続き勤務した後、平成17年3月31日に退職した場合、納入先は次のようになります。

給与所得にかかる特別徴収税額の納入

A市

退職所得にかかる税額の納入

B市

この点は間違えやすいので、注意して処理をしてください。

以上、個人の住民税の実務ポイントをひとつひとつ説明しました。今回の内容を理解した上で、市町村で配布されている手引き等を読み直すと、より一層理解が深まると思います。

今回は、法人の住民税について解説します。

●のむら ゆきひろ

1968年生まれ。92年早稲田大学法学部卒。同年税理士試験合格。会計事務所勤務、税理士・社労士らとの共同事務所経営を経て、2001年中小企業の会計・税務・意思決定支援を目的としたノムラ・コンサルティング・オフィスを開業。2002年中小企業診断士登録。【近況】先日、上の子が通っている保育園からカブトムシの幼虫をもらいました。幼虫からさなぎへの変身は一瞬ですね。親子ともども生命の神秘に感動しました。

【お詫びと訂正】

7月号「第1回 個人の住民税の基礎知識」120ページに誤りがありました。平成16年度地方税改正により、個人住民税の均等割額は人口による税率区分が廃止され、年額3,000円に統一されました。お詫びして訂正させていただきます。